

令和7年度（2025年度）第1回熊本県消費生活審議会における
御意見とその対応について（8月1日開催）

資料6

資料該当箇所	御意見等	対応	発言委員
資料3 (p. 15)	第5次計画の策定にあたっては、第4次計画の総括・評価が不可欠だと考える。計画策定部会で第4次計画の総括・評価の内容を組み込んではいかがか。	第1回策定部会（10月10日）の議題として「第4次計画の総括」を挙げる。 →計画案(p. 15)に記載。	原会長
資料3 (p. 17)	市町村の相談体制支援について、国の交付金を活用し支援していくことを明記したほうが良いのでは。	計画案(p. 17)に反映。	中山委員
資料3 (p. 18)	「生活資金貸付」という記載ではなく、「セーフティネット貸付」と明確に記載したほうが分かりやすいと思う。	計画案(p. 18)に反映。	中山委員
資料3 (p. 18)	K P Iに、「他部局（徴収部門等）と連携体制を構築している市町村数」との記載があるが、計画本文にも「他部局（徴収部門等）との連携」について記載するのが適切かと思う。	計画案(p. 18)に反映。	中山委員
資料3 (p. 25)	学校現場における消費者教育では、消費者の責任についても力を入れて取り組んでいる。行政においても、啓発等を通して消費者の責任について意識向上に取り組んでいただきたいと思います。	エシカル消費は重要であるため、委員の意見を踏まえながら計画案に反映していきたい。 →計画案(p. 25)に記載。	菊川委員
資料3 (p. 26)	国との連携に係る記載をした方がよいのでは。また、関係機関等への情報提供について、K P I（数値目標）を設定してはどうか。	計画案(p. 26)に反映。 K P Iの設定について、現段階では個別事業管理表にて情報提供数を把握することで対応する。	中山委員
資料4	第4次計画と第5次計画を比較したときに、違いが分かるように計画を作成してもらいたい。	第4次計画との比較表（資料4）を作成。	原山委員
—	県消費生活課のホームページを「やさしい日本語」に修正してもらいたい。	国際課の「やさしい日本語研修」や「多文化理解のための講座」等に参加しながらホームページを見直していく。	東原委員
—	法律の表記が正式名称や省略形で記載されているため表記を統一してもらいたい。	計画案作成時には、法律名の記載は正しく対応していく。	諏佐委員
—	高齢者、障がい者の方々への情報提供は福祉関係者との連携を検討していただきたい。	ネットワークの構成団体間で、連携体制が構築できている状態で、見守り活動の推進に取り組んでいく。	川口委員
—	生活再生支援事業について、非常に重要な事業であるため、令和8年度以降も継続していただきたい。	今後も本事業が継続できるよう、国に本事業への交付金の適用を要望していきたい。	中山委員
—	見守りネットワーク構成団体とのネットワーク会議を定期的開催してもらいたい。	市町村毎の会議開催状況は、年に数回。県全体の協議会は年1回開催している。今後もネットワーク間の情報共有等を図っていききたい。	中野委員
—	見守りネットワークの件について、会合開催時には、機能面をどのように確保するかを議題としてもらいたい。	見守りネットワークの実効性の確保という観点においても、機能面の充実は図っていききたい。	原会長
—	熊本県も他県（徳島、群馬、新潟県等）のように、消費者教育に係る教材を開発してみては。	交付金の活用が可能であれば、視野に入れつつ検討したい。	東原委員
—	特定商取引法の取締り等について明記されているが、法改正により、景品表示法の取締りの対象が広がっているため、景品表示法についても十分に認識いただければと思う。	資料を作成する際には、ご指摘いただいた視点を持ちながら取り組んでいきたい。	諏佐委員

令和7年度（2025年度）第1回熊本県消費者基本計画等策定部会における
御意見とその対応について（10月10日開催）

資料該当箇所	御意見等	対応	発言委員
資料3（p.4）	（1）「施策の方向について」との記載があるが、「施策の取組実績」が適当ではないか。	「施策の取組実績及び成果等について」に修正。	東原委員
資料3（p.4）	県民は「経由相談」が何かわからないと思う。	「市町村からの経由相談」に修正。	諏佐委員
資料3（p.4）	3 消費生活の安全・安心の確保について、あさりの産地偽装問題や小林製薬の紅麴事件などはトピックとして掲載し、食品の安全性を注視するという意味でも今後の対応を記載しても良いのではないか。	あさりと紅麴について追記。また、今後の対応として「引き続き～実施します。」を追記。	東原委員
資料3（p.6） （p.21）	資料3 3ページ 重点施策3 2（2）今後の災害等への緊急対応では、相談体制について、被災者の声を適切に反映できるような仕組みづくりの構築に努めるなどの記載をしても良いのではないかと思う。	以下の文言を追記。 「被災者の声を適切に反映できるよう」	原会長
資料3（p.12）	「令和6年度の契約当事者」は全体の契約当事者を指しているように誤認されるため、修正していただければと思う。	文言を修正。	諏佐委員
資料3（p.13）	（2）③訪日外国人・在留外国人の増加について、「消費者トラブルの増加が懸念される」の表現は言い過ぎではないか。現時点で顕在化していないのであれば、起こり得る等の表現にしていかがか。	文言を修正。	諏佐委員
資料3（p.14）	令和6年版消費者白書では、若者や高齢者以外にも、誰しもが持つぜい弱性、状況によって生じるぜい弱性について広く記載されているため、計画にも何かしら記載いただければと思う。	消費者の誰もがぜい弱な立場に陥るおそれがあることを追記。	諏佐委員
資料3（p.15）	・達成できなかったもの、何が原因で達成できなかったのか課題が記載されていない。 ・K P I 未達成の課題を記載する際には、なぜ達成できなかったのかを簡潔に記載していただきたい。	未達成の課題等を追記し、修正。	東原委員 諏佐委員
資料3（p.16）	「市町村消費者行政が後退することがないよう」との記載について、これまでも、このことについて関係団体と連携して予算措置の要望をされてきたかと思うが、引き続き関係団体と連携して予算措置を求めていくというような記載をしていただければと思う。	以下の文言を追記。 「国への要望活動を継続して実施していきます。」	中山委員
資料3（p.17）	「SNSを活用した悪質商法の勧誘が容易となっています。」の「容易」は違和感があるため修正していただきたい。	以下のとおり修正。 「近年、デジタル化の進展に伴い、SNSを活用した悪質商法が問題となっています。」	東原委員
資料3（p.17）	「十分な情報提供などを行うこととしています。」の方が自然ではないか。	以下のとおり修正。 「十分な情報提供などを行うこととしています。」	東原委員
資料3（p.17）	「地域のつながりが希薄になることが懸念されます。」との記載があるが、既に希薄になっていると思う。	以下のとおり修正。 「少子高齢化の進展等を背景に、地域コミュニティが衰退し、地域のつながりが希薄になっています。」	東原委員
資料3（p.20） （資料2も同様）	本来は「法執行等」の中に、行政指導が含まれると思われる。また、悪質な業者は指導には従わないため、行政指導等ではなく、法執行等という記載に修正いただきたい。	「法執行等」に修正。	諏佐委員
資料3（p.22）	①（高等学校段階まで）には「消費者団体と連携した～」との記載がないことから、今後は実施しないという意思表示なのか。	①に関係団体等との連携について追記し、③の消費者団体に関係団体等に修正。	東原委員
資料3（p.25）	③カスタマーハラスメントの防止について、主語が不明なため、文章を見直していただきたい。	文章を修正。	東原委員
資料3（p.26）	情報提供を積極的に行うとの文言を追記していただきたい。また、関係機関等への情報提供数について、数値目標の設定を再検討していただきたい。	「積極的に情報提供等を行い、連携を強化することで」に修正。 数値目標の設定について、現段階では個別事業管理表にて情報提供数を把握することで対応する。	中山委員 東原委員
資料3（p.21） 資料3（p.26）	基本的方向性2と4にはK P I がないが、設定しないのか。	基本的方向性4にK P I を設定。 基本的方向性2については、個別事業管理表で各課の取組を把握することで対応する。	東原委員